公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設） **第五条**　法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。 一～八　（略） 九　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性相談支援センター又は女性自立支援施設 十～十六　（略） 十七　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所 十八～二十六　（略） （合格証書の交付） **第十一条**　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師試験に合格した者には、合格証書を交付する。 ２　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による合格証書の交付に代えて、当該合格証書に記載すべき事項を、文部科学大臣及び厚生労働大臣の使用に係る電子計算機と公認心理師試験に合格した者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより提供することができる。この場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、当該合格証書を交付したものとみなす。 **附　則** （受験資格の特例） **第四条**　法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学した者であって、当該専門課程において文部科学大臣が定める日以後に前条に定める科目を修めて卒業した者	（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設） **第五条**　法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。 一～八　（略） 九　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設 十～十六　（略） 十七　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所 十八～二十六　（略） （合格証書の交付） **第十一条**　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師試験に合格した者には、合格証書を交付する。 （新設） **附　則** （受験資格の特例） **第四条**　法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程において文部科学大臣が定める日以後に前条に定める科目を修めて卒業した者